

一般廃棄物処理基本計画
(ごみ編)

平成 25 年 4 月

岸 和 田 市

目 次

序章 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しにあたって

1. 計画見直しの趣旨.....	1
2. 本計画の目標年度.....	1
3. 本計画の位置づけ.....	1
4. 本計画の視点.....	4
5. 本計画の点検・見直し・評価.....	4

第1章 ごみ処理の現状と把握

1. 岸和田市の概況.....	5
2. ごみ処理及び減量化の状況.....	6
3. ごみ排出量の予測.....	16
4. ごみ処理における課題.....	18

第2章 目標の設定と基本方針

1. 基本目標.....	20
2. 目標達成のための体系.....	20
3. 基本方針.....	21
4. 基本目標達成のための役割.....	22
5. 減量化・資源化の目標.....	24

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみの発生抑制・資源化計画.....	26
2. 事業スケジュール.....	31
3. 収集・運搬計画.....	32
4. 中間処理計画.....	35
5. 最終処分計画.....	36
6. その他の事項.....	37

序章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しにあたって

1. 計画見直しの趣旨

岸和田市（以下、「本市」という。）では、平成10年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定したが、平成12年度において「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）が完全施行されるとともに、平成13年4月からは、「特定家庭用機器再商品化法」（以下、「家電リサイクル法」という。）が施行されるなど、廃棄物を取り巻く状況が大きく変化したことに伴い、一般廃棄物を適切に処理していくため、平成13年5月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しを行った。

その後、現在にいたる間にも各種リサイクル法の制定や改正など、廃棄物行政を取り巻く環境は変化を続けており、地球環境保全の観点からも、市民生活や産業活動などから生じる廃棄物の適切な収集・処理対策を進め、市民、事業者、行政の三者が協働してごみの減量化に努めるとともに、資源物の再使用や再生利用を推進していくことによって、循環型社会の構築を目指すため、一般廃棄物（ごみ）の処理に関する計画の見直しを行うものである。

2. 本計画の目標年度

本計画は、平成25年度（2013年度）を計画初年度とし、平成34年度（2022年度）を目標年度とする。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとする。

3. 本計画の位置づけ

本計画の位置づけを図1に示す。また、本計画に係る法令の概要を表1に示す。

本計画は、「岸和田市総合計画」及び「岸和田市環境計画」を上位計画とするとともに、「環境基本法」「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」「容器包装リサイクル法」などの各法律及び「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」に基づき、本市における一般廃棄物（ごみ）の減量化、資源化及び中間処理、最終処分等のごみ処理に係る総合的な計画である。

なお、ごみの収集・運搬については本市単独で実施しているが、ごみの処理・処分については貝塚市と共同で設立している「岸和田市貝塚市清掃施設組合」（以下、「組合」という。）において実施している。

そのため、本計画の見直しにあたっては貝塚市及び組合と調整を図りながら行うものとする。

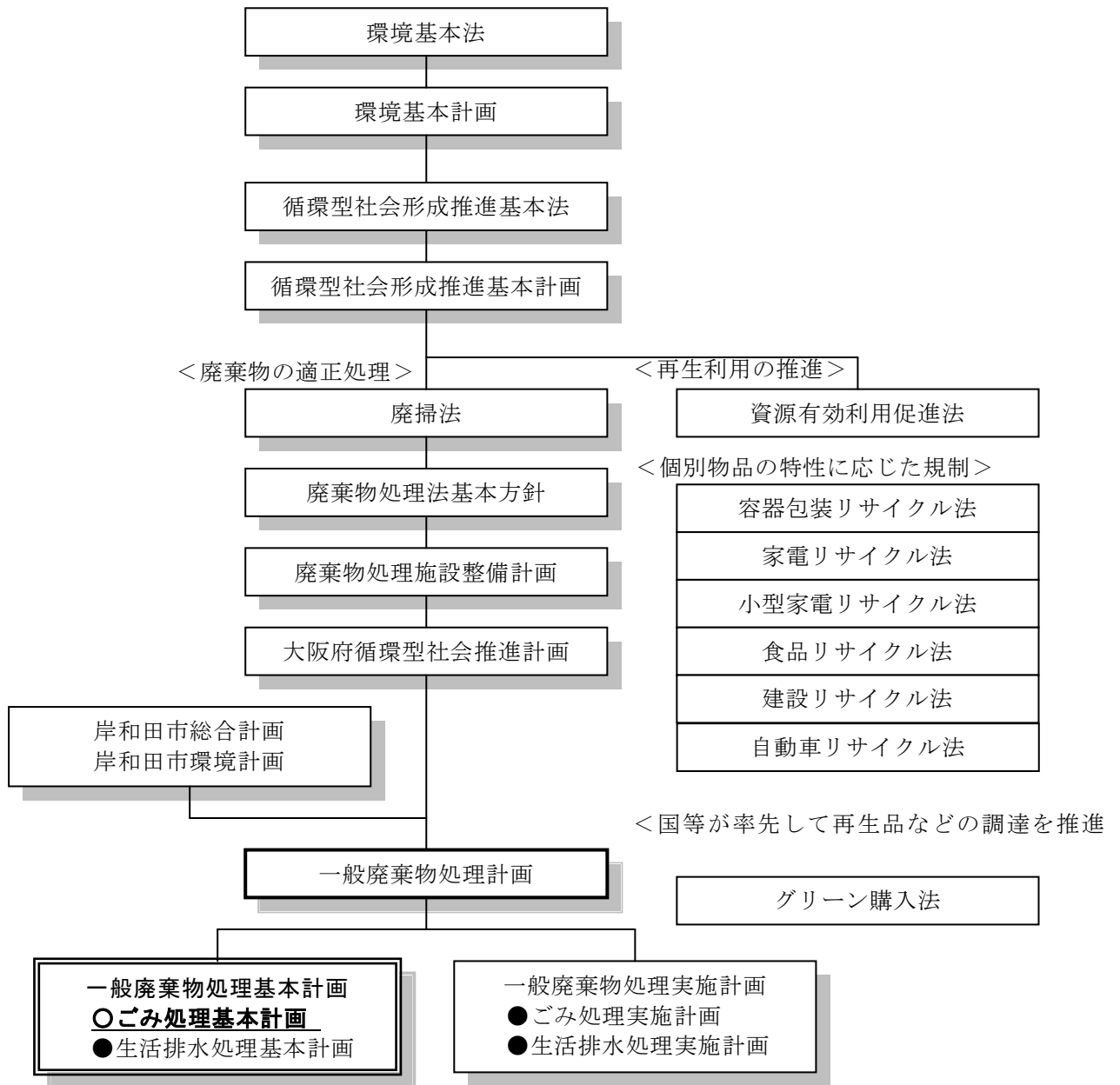


図1 本計画の位置づけ

表1 本計画に係る法令の概要

法令名称	策定年度	概要
環境基本法	平成5年度	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法)	昭和45年度	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成3年度	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成7年度	家庭等から排出されるごみの大半（容積比約60%）を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成10年度	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務づけることにより、家電製品の効果的なりサイクルと廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加された。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成25年度	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成12年度	売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成12年度	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務づけ、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成14年度	自動車製造業者及び関連事業者による使用済み自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済み自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	平成12年度	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

4. 本計画の視点

本計画の見直しにあたっては次のような視点を考慮した計画とする。

- 次世代へより良い地球環境を引き継いでいくため、環境への負荷削減を図るものであること。
- ごみの発生抑制を推進し、その上で排出されたごみについては、できる限り資源化（リサイクル）を図り、資源化できないごみについては適正な処理を行うこと。
- 市民、事業者、行政がそれぞれの役割・責務を認識し、三者が協働して推進していくこと。

5. 本計画の点検・見直し・評価

一般廃棄物処理計画は、資源循環に係わる様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画である。

これらの目標を達成するためには、計画の各段階において推進状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があり、また、環境を取り巻く社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要である。

点検は、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度について評価し、問題点を整理する。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画の見直しを行うものとする。

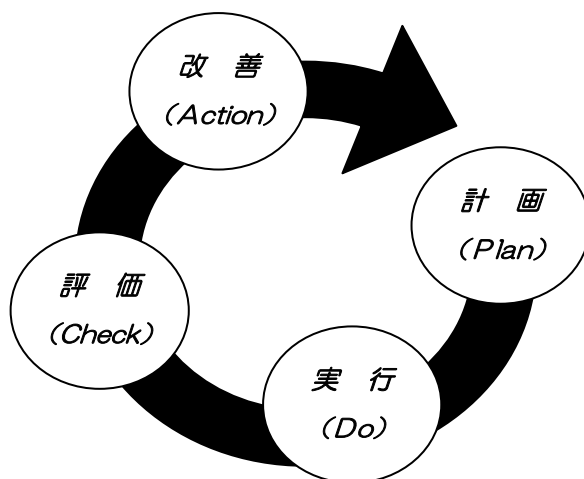


図2 本計画におけるPDCAサイクル（イメージ図）

第 1 章 ごみ処理の現状と把握

1. 岸和田市の概況

本市は、大阪府南部の泉州地域に位置し、1922年（大正11年）全国で87番目に市制を敷いた市である。

我が国では少子高齢化が急速に進行しており、総人口の伸びが頭打ちとなるとともに、生産年齢人口の減少も顕著になってきているが、本市も例外ではなく、平成17年までは微増傾向となっていたものの、平成18年度からは微減傾向を示しており、平成24年10月1日において人口201,858人、世帯数83,991世帯となっている。

大阪湾に臨む本市の中心市街は寛永年間（17世紀初め）以降、岡部氏の城下町として発達し、明治中期以後は泉州綿織物を主とする紡織工業都市として発展してきた。また、金属、機械器具、レンズ工業も盛んとなり、臨海部の埋立地には1966年（昭和41年）以降、木材コンビナート、鉄工団地が建設されている。

和泉山脈北麓と台地では溜池灌漑（ためいけかんがい）による米のほかタマネギ、ミカンや桃、花卉（かき）の栽培が盛んとなっている。

本市は古くから「城とだんじりのまち」として知られ、最近では臨海部の浪切ホールやベイサイドモール、山間部の「牛滝温泉・いよやかの郷」が、本市の新しい顔として近隣からの多くの若者やリゾート客でにぎわいを見せている。

なお、関西国際空港から車で約15分という距離にあり、大阪都心部からはJR阪和線、南海電鉄南海本線、阪和自動車道、阪神高速湾岸線が通じている。

2. ごみ処理及び減量化の状況

(1) ごみ排出量の推移

ごみの年間排出量は、図1-1～2及び表1-1に示すとおり減少傾向にある。

搬入形態別に見ても、それぞれ減少傾向を示しており、特に家庭系収集ごみは平成22年度に指定袋制を導入したこともあって、顕著な減少傾向にある。

ごみ種別に見ても、それぞれ減少傾向を示しており、特に可燃ごみの減少傾向が目立っている。

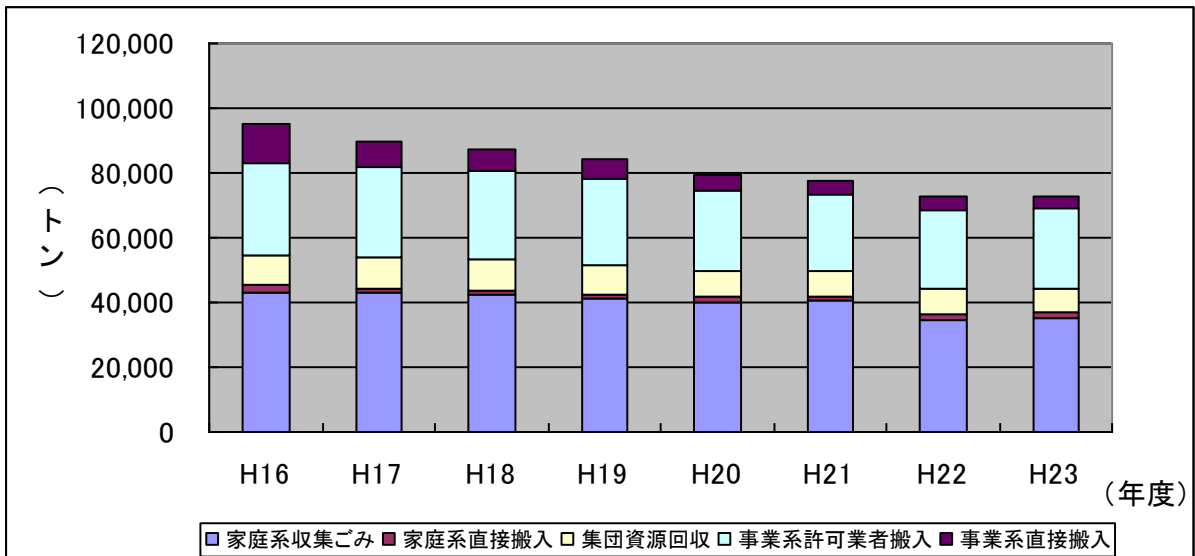


図1-1 搬入形態別年間ごみ排出量の推移

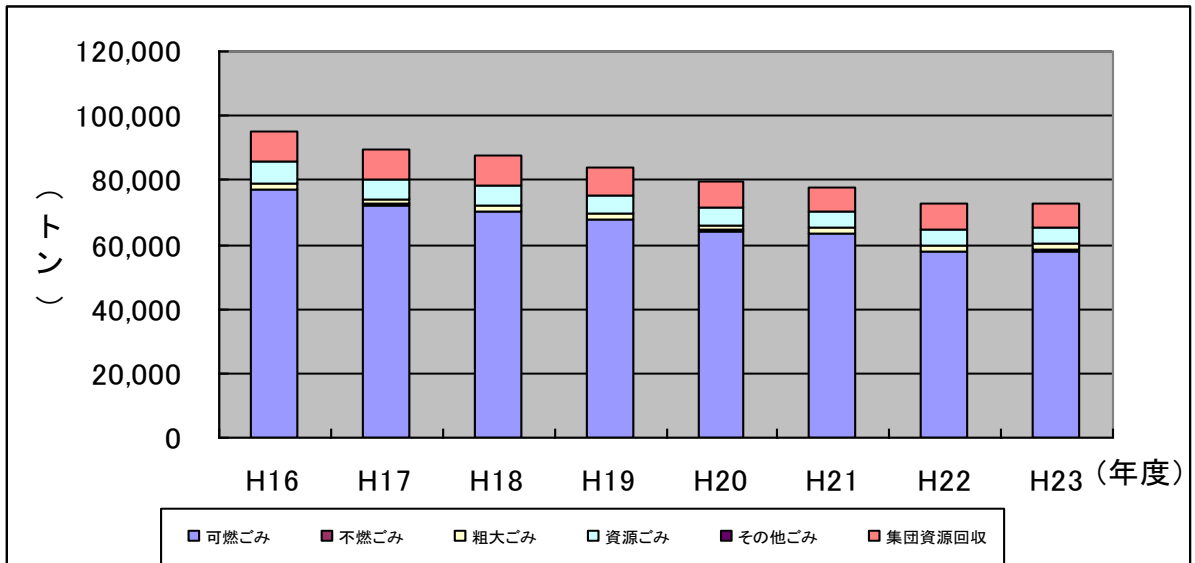


図1-2 ごみ種別年間排出量の推移

表 1 - 1 ごみ排出量の推移

区 分		単位	年 度								
			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
			実 績 値								
人口等	A 行政区内人口	人	204,601	204,807	204,577	204,384	203,983	203,371	203,006	202,587	
	B 計画収集人口	人	204,601	204,807	204,577	204,384	203,983	203,371	203,006	202,587	
	C 自家処理人口 (A - B)	人	0	0	0	0	0	0	0	0	
要処理量	家庭系	D 家庭系ごみ年間排出量	t/年	54,783	53,685	53,073	51,596	49,719	49,436	44,036	44,488
		ア 家庭系収集ごみ量	t/年	43,299	42,986	42,327	41,471	40,300	40,325	34,422	35,081
		(1) 普通ごみ	t/年	36,109	36,062	35,635	35,195	34,444	34,569	28,483	29,386
		(2) 可燃性粗大ごみ	t/年	258	254	211	213	229	222	218	224
		(3) 不燃性粗大ごみ	t/年	381	397	404	284	195	152	128	122
		(4) 埋立ごみ	t/年	202	199	214	209	224	242	218	221
		(5) 廃乾電池	t/年	15	17	24	21	20	21	20	21
		(6) 廃蛍光灯	t/年	-	-	-	17	16	16	18	15
		(7) 空きビン・空きカン	t/年	2,754	2,577	2,364	2,164	1,976	1,995	1,928	1,804
		(8) ペットボトル	t/年	70	44	59	106	100	87	84	81
		(9) プラスチック類	t/年	3,468	3,396	3,379	3,183	3,019	2,939	3,252	3,134
		(10) 紙パック	t/年	23	21	19	16	14	13	15	16
		(11) 廃食用油	t/年	19	19	18	20	19	22	18	18
	(12) 小さな金属類	t/年	-	-	-	43	44	47	40	39	
	イ 家庭系直接搬入ごみ量	t/年	1,913	1,317	1,434	1,205	1,312	1,564	1,864	2,004	
	(1) 普通ごみ	t/年	1,432	986	1,073	902	923	1,182	1,303	1,400	
	(2) 可燃性粗大ごみ	t/年	183	126	137	115	212	265	462	492	
	(3) 不燃性粗大ごみ	t/年	298	205	224	188	177	117	99	112	
	(4) 空きビン・空きカン	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(5) ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	
ウ 集団資源回収量	t/年	9,571	9,382	9,312	8,920	8,107	7,547	7,750	7,403		
E 事業系ごみ年間搬入量	t/年	40,636	36,113	34,372	32,392	29,712	28,363	28,662	28,218		
事業系	エ 事業系ごみ許可業者搬入量	t/年	28,419	27,889	27,325	26,854	24,814	23,798	24,488	24,470	
		(1) 普通ごみ	t/年	28,125	27,642	27,020	26,490	24,445	23,400	23,996	23,984
		(2) 可燃性粗大ごみ	t/年	18	23	46	175	195	222	323	331
		(3) 不燃性粗大ごみ	t/年	98	82	120	62	40	42	54	43
		(4) 空きビン・空きカン	t/年	178	142	139	127	134	134	115	112
		(5) ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-
		(6) 可燃性資源化物	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-
	オ 事業系ごみ直接搬入量	t/年	12,217	8,224	7,047	5,538	4,898	4,565	4,174	3,748	
		(1) 普通ごみ	t/年	11,246	7,570	6,488	5,098	4,522	4,225	3,761	3,335
		(2) 可燃性粗大ごみ	t/年	708	477	408	321	321	282	356	256
		(3) 不燃性粗大ごみ	t/年	117	79	67	53	48	55	52	67
		(4) 空きビン・空きカン	t/年	146	98	84	66	7	3	5	90
(5) ペットボトル	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-		
(6) 可燃性資源化物	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	F 総年間排出量	t/年	95,419	89,798	87,445	83,988	79,431	77,799	72,698	72,706	

(2) ごみの収集・処理・処分の状況

① ごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理の流れは図1-3に示すとおりとなっている。

家庭系のごみは「普通ごみ」「空きビン・空きカン」「プラスチック類」「粗大ごみ」「埋立ごみ」「小さな金属類」「廃蛍光管」「紙パック」「廃乾電池」「ペットボトル」及び「廃食用油」の11種類となっており、その他、各地域の住民団体によって集団資源回収が行われている。

このうち、「普通ごみ」及び「可燃性粗大ごみ」は組合の焼却処理施設で焼却した後、焼却残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）に搬入し、埋立処分を行っている。

「埋立ごみ」及びリサイクルプラザ施設内に整備された粗大ごみ処理施設に搬入された「不燃性粗大ごみ」及び「小さな金属類」は、破砕機によって細かく破砕し、鉄やアルミ等の資源物を選別した後、資源化できない選別残渣を大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分している。

また、「空きビン・空きカン」及び「ペットボトル」は、資源化処理設備において資源物を選別し、資源化できないカレット（割れたガラスビン）等については埋立処分している。

「廃乾電池」及び「廃蛍光管」はストックヤードに貯留した後、資源化業者に引き渡して資源化している。

「紙パック」は生活環境課で回収した後、民間資源化業者に引き渡して資源化しており、「プラスチック類」については収集後、中間処理を業者に委託し、資源化業者によって資源物を選別した後、プラスチック再生品や固形燃料等の原料として利用されている。

平成4年度から収集している「廃食用油」は、資源化業者に回収及び資源化を委託しており、燃料として利用されている。

なお、家庭及び事業所から組合に直接搬入されるごみや、許可業者によって事業者から回収されるごみについても同様な処理を行っている。

[分別排出] [収集・運搬] [中間処理] [最終処分・資源化]

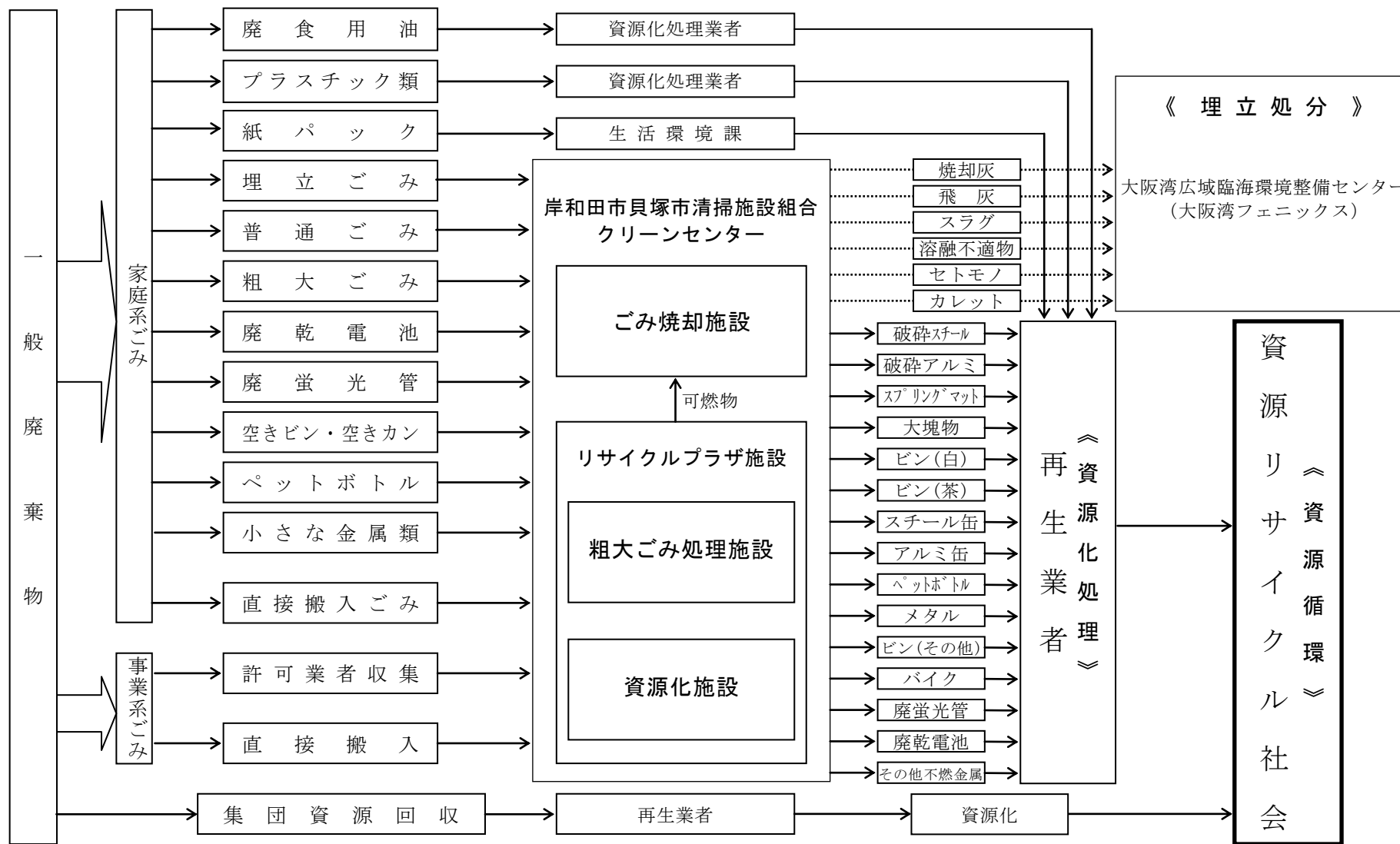


図 1 - 3 ごみ処理の流れ

② ごみ収集の現況

本市におけるごみの分別収集及び収集頻度等について、表1-2に示す。また、資源化に関する状況について表1-3に示す。

表1-2 ごみ分別及び収集頻度等の状況

ごみ分別	ごみの種別	主な回収品目	収集方法	収集頻度
普通ごみ	可燃ごみ	野菜くず、魚のあら、ティッシュ等、細かい紙くずなどの「燃やせるごみ」	ステーション収集 (有料指定袋)	週2回 (祝祭日も収集)
空きビン 空きカン	資源ごみ	飲料用等の空きビン・空きカン、カセットコンロ用ガス缶等	ステーション収集	週1回 (祝祭日なし)
プラスチック類	資源ごみ	ペットボトル以外のプラスチック製容器、プラスチック製品	ステーション収集	週1回 (祝祭日も収集)
粗大ごみ	粗大ごみ	電化製品「家電4品目及びパソコン」を除く、タンス、ストーブなどの粗大ごみ	申込制による各戸収集 (粗大ごみ処理券を貼付して排出)	随時
埋立ごみ	不燃ごみ	破損した蛍光管・化粧品 のビン・せともの類	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
小さな金属類	不燃ごみ	なべ・やかん・フライパン・傘他、長さ25cm以下の金属類（電化製品は除く）	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
廃蛍光管	その他ごみ	破損していない廃蛍光管	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
紙パック	資源ごみ	牛乳・ジュース等の紙パック（内側がアルミ加工されていない紙パック）	拠点回収	排出は随時
廃乾電池	その他ごみ	廃乾電池	拠点回収	排出は随時
ペットボトル	資源ごみ	ペットボトル	拠点回収 (主に店頭回収)	排出は随時
廃食用油	資源ごみ	廃食用油	拠点回収 ※一部常設	年2回
集団回収	集団回収	※ダンボール等と(1)新聞(2)雑誌(3)古布等 ※古布については回収していない団体もある。	地域の集団回収で指定された日	各地域による

表 1-3 資源化に関する状況

ごみ種	資源物	排出場所	収集運搬	集積場所	資源物の行先	資源化製品
空きカン	アルミ スチール	ステーション	市直営 委託業者	岸和田市貝 塚市クリー ンセンター	民間業者	アルミ缶、その 他アルミ製品、 鉄製品
空きビン	リターナ ルビン	業者引取	—	—	酒、ビール 関係メーカー	酒ビン・ビール ビン等
	その他の ビン類	ステーション	市直営 委託業者	岸和田市貝 塚市クリー ンセンター	ビン・カレット 販売メーカー	ガラス・ビン等
プラスチック類		ステーション	市直営 委託業者	民間資源化 業者	物流パレット製 造業者	パレット
廃蛍光管		町会館、集会所等	市直営	岸和田市貝 塚市クリー ンセンター	廃蛍光灯資源化 メーカー	ガラス、アル ミ、水銀等
紙パック類 (洗う、開く、乾かす)		量販店・公共施設 (22ヶ所中、自主 回収 9 店舗)	委託業者	生活環境課	製紙メーカー	ティッシュペ ーパー、トイレ ットペーパー 等
廃乾電池		回収 BOX (172ヶ所) 小・中学校含む	市直営	岸和田市貝 塚市クリー ンセンター	廃乾電池資源化 メーカー	マンガン、アル カリ、水銀、リ チウム等
ペットボトル (洗う、乾かす、キャ ップを取る、ラベル をはがす)		量販店、公共施 設、回収 BOX (18店舗31ヶ所)	市直営	岸和田市貝 塚市クリー ンセンター	プラスチック製 品メーカー	繊維製品、カー ペット、作業 服、プリンター 等
廃食用油		各町会、自治会毎 に日時、場所を定 め実施	委託業者	生活環境課 民間業者	化石燃料代替品 製造メーカー	燃料
ダンボール 新聞 雑誌類 布類		集団回収 町会、子供会、婦人 会、老人会等の団体 が日時、場所を定め 実施 (190団体)	再生資源 回収業者	—	再生加工 メーカー	再生紙、新聞 紙、トイレッ トペーパー等
トレー (洗う、乾かす)		販売店 回収 BOX	販売店	販売店	再生加工 メーカー	トレー等

③ 中間処理の現況

普通ごみや可燃性粗大ごみの焼却処理及び空きビン・空きカン、ペットボトルや不燃性粗大ごみ等の中間処理については、組合の岸和田市貝塚市クリーンセンターで行っている。

表 1-4 に岸和田市貝塚市クリーンセンターの概要を示す。

表 1-4 岸和田市貝塚市クリーンセンターの概要

施設名称	岸和田市貝塚市クリーンセンター		
所在地	大阪府岸和田市岸之浦町1番地の2		
事業主体	岸和田市貝塚市清掃施設組合		
敷地面積	89,999.99m ²		
主要建物	ごみ処理施設棟（地下1階、地上7階建） リサイクルプラザ棟（地上6階建） 管理啓発棟、計量棟等		
建築面積	25,313.92m ²		
延床面積	53,799.98m ²		
緑化面積	34,478.94m ²		
建設工期	着工：平成14年8月 竣工：平成19年3月		
ごみ焼却施設	処理能力	531 t / 日（177 t / 炉 × 3 基）	
	処理方式	全連続式焼却炉（ストーカ炉）	
	発電設備	抽気復水タービン（発電出力最大12,000kW）	
	溶融設備	72t/日（36 t / 炉 × 2 基）プラズマ式電気溶融炉	
	煙突高さ	100m	
リサイクルプラザ	粗大ごみ処理施設	処理能力	41 t / 日
		破碎設備	可燃性粗大ごみ：せん断式破碎処理設備 不燃性粗大ごみ：回転式破碎処理設備
	資源化施設	処理能力	32.6 t / 日
		処理設備	ビン・カン選別処理設備 ペットボトル選別処理設備
啓発施設	木工工房、ガラス・石けん工房、リフォーム・パッチワーク工房、金属工房、紙すき工房、生ごみ処理室		

④ 最終処分の現況

クリーンセンターで発生した焼却残渣と埋立ごみ等の不燃物は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）へ搬入し、最終処分を行っている。

表 1-5 及び表 1-6 に大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場の概要及び埋立進捗率を示す。

なお、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）において、平成24年12月に大阪湾圏域広域処理場整備実施計画が改定されたことから、平成39年度まで本市を含む近畿2府4県168市町村から生じる廃棄物の最終処分が可能となっている。

表1-5 大阪湾フェニックス埋立処分場の位置及び規模の概要

埋立場所名	位 置	規 模	
		面積 (ha)	埋立容量 (千 m ³)
泉大津沖 埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕凧町地先	203	27,650
尼崎沖 埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	15,782
神戸沖 埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	15,000
大阪沖 埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	13,975
合 計	—	499	75,557

資料：大阪湾広域臨海環境整備センター 平成24年3月現在

表1-6 大阪湾フェニックス埋立処分場の埋立進捗率の概要

分場名	区画名	計画量 (千m ³)	進捗率	進捗状況
泉大津沖	管理型	10,800	96.1%	廃棄物受け入れをH13年度末終了
	安定型	20,000	86.3%	—
	全 体	30,800	89.8%	—
尼崎沖	管理型	4,782	97.9%	廃棄物受け入れをH13年度末終了
	安定型	11,000	93.0%	—
	全 体	15,782	94.5%	—
神戸沖	管理型	15,000	64.6%	廃棄物受け入れを H13年12月開始
大阪沖	管理型	13,975	11.4%	H13年10月に護岸工事着工 H21年10月1日より供用開始
合 計		75,557	71.3%	—

資料：大阪湾広域臨海環境整備センター 平成24年3月現在

⑤ ごみ処理経費の現況

本市におけるごみ処理に係る経費を以下に示す。

表1-7 ごみ処理に係る経費の概要（単位：千円）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	
	調査費	0	0	0	0		
	組合分担金	1,208	655	1,976	993		
	小計	1,208	655	1,976	993		
処理及び維持管理費	人件費	一般職	39,316	42,824	43,577	40,605	
		技能職	収集運搬	361,708	368,288	331,185	308,599
			中間処理	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	24,999	30,089	30,926	31,313	
		中間処理費	0	0	0	0	
		最終処分費	0	0	0	0	
		車両等購入費	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	1,002,635	1,012,263	1,020,953	1,028,737	
		中間処理費	111,803	109,445	116,250	109,733	
		最終処分費	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	
	組合分担金	441,943	561,522	456,216	493,112		
調査研究費	0	0	0	0			
小計	1,982,404	2,124,431	1,999,107	2,012,099			
その他	52,085	134,815	155,365	112,708			
合計	2,035,697	2,259,901	2,156,448	2,125,800			
総ごみ排出量（t）		79,431	77,799	72,698	72,706		
1tあたり処理経費（円）		25,628	29,048	29,663	29,238		
住民基本台帳人口（人）		201,968	201,423	201,071	200,656		
1人あたり処理経費（円）		10,079	11,220	10,725	10,594		

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

(3) ごみの減量化・資源化の状況

① 減量化・資源化に関する施策

本市では減量化・資源化策として、以下のような施策を実施している。

ア. 環境フェアの実施（平成6年度から）

イ. クリーンセンターフェアの実施（平成19年度から）

＊ 貝塚市、岸和田市貝塚市清掃施設組合との合同開催

ウ. 啓発用冊子の配布（平成5年度から）

一般家庭：全戸配布 事業所：8,000事業所

エ. 有価物の集団回収奨励金制度（平成3年度から）

○対象物：新聞、雑誌、ダンボール、古布

○奨励金：6円/kg

○交付団体数：平成23年度 194団体

エ. 家庭用生ごみ処理機購入補助制度（平成23年度から）

○電気を必要とする処理機器（1/2補助、上限20,000円） 平成23年実績 23件

○電気を必要としない処理機器（1/2補助、上限3,000円） 平成23年実績 36件

オ. 廃棄物減量等推進員制度の設置

○平成23年度現在 総数348名

カ. 普通ごみ（可燃ごみ）有料指定袋制度（平成22年度から）

45リットル指定袋 45円

20リットル指定袋 20円

10リットル指定袋 10円

キ. 粗大ごみシール制度（平成14年度から）

45リットル袋1個または3辺の長さの合計が3メートル以内のもの1個 500円

上記を超えるもの1個 1,000円

3. ごみ排出量の予測

(1) 人口の予測

ごみ排出量は人口の増減に大きく影響を受けることから、まず将来人口を予測するものとする。将来人口の設定においては、本市においてコーホート法によって予測していることから、その予測値を採用する。

なお、本市の人口予測値では、基礎資料として住民基本台帳人口と外国人登録人口を用いているが、平成24年7月9日の住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止に伴い、平成24年度以降は住民基本台帳人口を採用している。

表1-8 将来人口の予測結果（単位：人）

年度	区分	岸和田市		
		住民基本台帳人口	外国人登録人口	合計
実績値	平成16年度	202,541	2,060	204,601
	平成17年度	202,723	2,084	204,807
	平成18年度	202,559	2,018	204,577
	平成19年度	202,339	2,045	204,384
	平成20年度	201,968	2,015	203,983
	平成21年度	201,423	1,948	203,371
	平成22年度	201,071	1,935	203,006
	平成23年度	200,656	1,931	202,587
	平成24年度	201,858	-	201,858
予測値	平成25年度	201,537	-	201,537
	平成26年度	201,042	-	201,042
	平成27年度	200,527	-	200,527
	平成28年度	199,878	-	199,878
	平成29年度	199,158	-	199,158
	平成30年度	198,326	-	198,326
	平成31年度	197,487	-	197,487
	平成32年度	196,614	-	196,614
	平成33年度	195,755	-	195,755
	平成34年度	194,849	-	194,849

(2) ごみ排出量の予測

平成22年度から、有料指定袋制度を導入したことに伴い、排出量に大幅な変化が発生したため、ごみ種ごとの量を予測することは困難である。

そこで、平成16年度から平成20年度までの実績値よりごみ排出量の予測を行い、平成22年度及び平成23年度のごみ種ごとの実績値の割合により按分し予測値を修正した。

表1-9 将来ごみ排出量の予測結果 (単位: t/年)

区 分		単位	H23	H25	H29	H34	
			実績値	予想値			
人口等	A 行政区域内人口	人	202,587	201,537	199,158	194,849	
	B 計画収集人口	人	202,587	201,537	199,158	194,849	
	C 自家処理人口 (A - B)	人	0	0	0	0	
要処理量	家庭系	D 家庭系ごみ年間排出量	t/年	44,488	43,114	41,669	39,936
		ア 家庭系収集ごみ量	t/年	35,081	34,070	33,186	32,040
		(1) 普通ごみ	t/年	29,386	28,368	27,633	26,678
		(2) 可燃性粗大ごみ	t/年	224	217	211	204
		(3) 不燃性粗大ごみ	t/年	122	123	120	115
		(4) 埋立ごみ	t/年	221	215	209	202
		(5) 廃乾電池	t/年	21	20	19	19
		(6) 廃蛍光管	t/年	15	15	15	15
		(7) 空きビン・空きカン	t/年	1,804	1,829	1,782	1,720
		(8) ペットボトル	t/年	81	80	78	76
		(9) プラスチック類	t/年	3,134	3,131	3,049	2,944
		(10) 紙パック	t/年	16	15	15	14
		(11) 廃食用油	t/年	18	18	17	16
		(12) 小さな金属類	t/年	39	39	38	37
		イ 家庭系直接搬入ごみ量	t/年	2,004	1,723	1,474	1,240
	(1) 普通ごみ	t/年	1,400	1,203	1,031	865	
	(2) 可燃性粗大ごみ	t/年	492	426	363	307	
	(3) 不燃性粗大ごみ	t/年	112	94	80	68	
	(4) 空きビン・空きカン	t/年	-	-	-	-	
	(5) ペットボトル	t/年	-	-	-	-	
	ウ 集団資源回収量	t/年	7,403	7,321	7,009	6,656	
	事業系	E 事業系ごみ年間搬入量	t/年	28,218	27,703	26,780	25,671
		エ 事業系ごみ許可業者搬入量	t/年	24,470	23,773	22,895	21,870
		(1) 普通ごみ	t/年	23,984	23,298	22,439	21,433
		(2) 可燃性粗大ごみ	t/年	331	318	305	292
		(3) 不燃性粗大ごみ	t/年	43	47	45	44
		(4) 空きビン・空きカン	t/年	112	110	106	101
(5) ペットボトル		t/年	-	-	-	-	
(6) 可燃性資源化物		t/年	-	-	-	-	
オ 事業系ごみ直接搬入量		t/年	3,748	3,930	3,885	3,801	
(1) 普通ごみ		t/年	3,335	3,521	3,480	3,405	
(2) 可燃性粗大ごみ		t/年	256	303	300	293	
(3) 不燃性粗大ごみ		t/年	67	59	58	57	
(4) 空きビン・空きカン	t/年	90	47	47	46		
(5) ペットボトル	t/年	-	-	-	-		
(6) 可燃性資源化物	t/年	-	-	-	-		
計	F ごみ年間排出量	t/年	72,706	70,817	68,449	65,607	
減量化指数 (H23: 72,706 t/年を100とする)			100	97	94	90	

4. ごみ処理における課題

課題1) 家庭系ごみと事業系ごみの現況

本市と大阪府下市町村平均及び全国平均の1人1日平均排出量(原単位)を表1-10に示す。

平成22年度における本市の原単位は991g/人・日となっており、大阪府下市町村平均値(1,090g/人・日)を下回っているが、全国平均値(976g/人・日)を上回っている。ただし、大阪府下市町村平均では、事業系ごみが非常に多い大阪市の影響を強く受けていることから、大阪市を除き平均値を算出すると993g/人・日となり、本市の原単位とほぼ同じである。

表1-10 本市と大阪府平均及び全国平均の1人1日平均排出量の比較 (H22)

	本 市 (g/人・日)	大阪府下 市町村平均 (g/人・日)	大阪市 (g/人・日)	大阪府下 大阪市除く 市町村平均 (g/人・日)	全国平均 (g/人・日)
家庭系収集ごみ 家庭系直接搬入ごみ	600 (60.5%)	630 (57.8%)	559 (42.1%)	659 (66.4%)	697 (71.4%)
事業系許可業者搬入ごみ 事業系直接搬入ごみ	391 (39.5%)	459 (42.2%)	765 (57.9%)	334 (33.6%)	279 (28.6%)
1人1日平均排出量	991	1,090	1,323	993	976

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果(平成22年度)」より

課題2) 事業系ごみの比率

本市のごみ排出量を見ると、家庭系ごみの排出量は大阪府下市町村平均及び全国平均と比較してもやや低い程度となっており、これまでに実施してきた家庭系ごみに対する排出抑制策の効果が現れていると考えられる。

しかし、本市のごみ排出量に占める事業系ごみの割合は39.5%となっており、家庭系ごみと事業系ごみの割合が逆転している大阪市ほどではないものの、事業系ごみの割合は比較的高い値となっている。

本市では、臨海部に工業団地等があり、多数の企業が生産活動を行っている。今後も本市では市外企業の誘致を積極的に推進していく方針であることから、事業者の排出者責任の認識及びごみの適正処理やごみの排出抑制・資源化についての指導など、事業系ごみに対する施策の強化が今後の課題となっている。

課題3) リサイクル率

本市のリサイクル率は平成22年度で16.7%となっており、大阪府平均(12.2%：平成22年度実績値)は上回っているものの、国平均値(20.8%：平成22年度実績値)と比較すると約4ポイント下回っている。

大阪府では、平成24年3月に策定した「大阪府循環型社会推進計画」において、平成27年度までにリサイクル率を22%とすることを目標としており、本市でもリサイクル率の向上を目指し、組合とともに取り組んでいくことが課題となっている。

課題4) 最終処分率

本市の最終処分率は平成22年度で11.36% (8,262 t) となっており、大阪府平均 (14.4% : 平成22年度実績値) を下回っているものの、国平均値 (10.7% : 平成22年度実績値) と比較すると約0.7ポイント上回っている。

本市は広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域となっており、最終処分を大阪湾広域臨海環境整備センターに委託していることから、今後も可能な限り直接埋立量及び中間処理後の残渣類の埋立量を削減していく必要がある。

課題5) ごみ処理経費

市民1人あたりのごみ処理経費は10,725円 (平成22年度) となっており、国民1人当りごみ処理事業経費の14,400円 (日本の廃棄物処理 (平成22年度版)) や、大阪府民1人当り一般廃棄物処理事業経費の13,656円 (平成22年度大阪府の一般廃棄物) と比較してかなり低くなっているが、厳しい財政状況のなか、今後も処理経費の削減へ向け、より効率的かつ経済的な事業運営が必要となると考えられる。

課題6) 資源ごみの分別区分数

本市におけるごみの分別区分数は12分別となっており、平成22年度における大阪府下市町村では、豊能町の16分別、能勢町の15分別に次いで多くなっている。分別区分数を増やすことによって、資源ごみの収集量が増加すると考えられるが、資源ごみ分別の細分化がごみの収集費用が増大する一因となることについても考慮しながら検討していく必要がある。

課題7) 不適正処理、不法投棄防止対策

本市では、不法投棄防止のため、「不法投棄等防止対策本部」を設置するとともに、監視カメラの設置や夜間パトロールなどを実施している。

第2章 目標の設定と基本方針

1. 基本目標

本計画における基本目標を以下のように設定する。

～ 地球と人にやさしい環境のまち・岸和田市の循環型まちづくり ～
継続的に発展可能な循環型社会システムの構築と維持

2. 目標達成のための体系

目標達成のため、①リデュース（減量化）、②リユース（再利用）、③リサイクル（再資源化）の3R（スリーアール）に基づく施策体系を構築していくものとし、市民に対し周知を図る。

① Reduce（リデュース）－ 減 量 化

★ごみの量を減らす。

ごみになるものを買わないなど減量に努めることや、調理方法を工夫して毎日の調理くずを減らしたり、生ごみの水切りをすることによってもごみは減量できる。また、必要なものだけを購入したり、日用品を最後まで使い切ったり、使い捨ての商品は避け、詰め替え商品を利用することも重要である。



② Reuse（リユース）－ 再 使 用

★繰り返し使う。

店舗等に返却し、再利用できるリターナブル容器の商品を選んだり、詰め替え用の商品を購入し、専用容器に詰め替えることによっても繰り返し使用できる。また、不要になった物でも、人に譲ったり、フリーマーケットなどに出すことによっても再利用できる。



③ Recycle（リサイクル）－ 再 資 源 化

★資源に戻す。

どうしてもごみとして排出しなければならないごみでも、再生可能な物を資源ごとに分別して排出することでリサイクルできる。しかし、資源の中に不純物が混入していると再資源化し難くなったり、資源物として利用できる範囲が限定されてしまうため、排出段階において徹底した分別を行うことが必要である。

3. 基本方針

基本目標を達成するため、取り組みの柱となる基本方針は次のとおりとする。

方針1：市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化・資源化の推進

対応する課題： 課題1 課題2 課題3 課題4

ごみの減量化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた取り組みを実施し、本市は市民・事業者の取り組みを促すための施策を実施するなど、三者の協働による取り組みを推進していく。

方針2：環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

対応する課題： 課題5 課題6 課題7

効率的・効果的に資源を分別回収するため、市民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、収集体制の見直しや資源の分別回収品目の追加を検討する。

また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の維持に努めるとともに、組合と連携して可能な限りの資源物の回収に努める。

4. 基本目標達成のための役割

市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要である。

市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要がある。

市民は大量生産・大量消費・大量廃棄に根ざしたライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルにしていくことが求められている。

市民や各種団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収や不用品交換など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加したり、耐久性のある商品を購入するよう心掛けるなど、すぐにできること、簡単なことから実践していくことが重要である。

そうした積み重ねが、結果的に大幅なごみ量の削減につながっていくと考えられる。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどは、分別し資源化を徹底していく必要がある。

再使用や資源化を考慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などが重要である。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法をPRしたり、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、市民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていくことが必要である。

また、事業展開で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指していくことも求められている。

行政の役割

市は、自ら率先してグリーン購入、再使用、再生利用に努める。

また、市民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習の機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化していく。

なお、ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図り、必要に応じて分別区分・収集体制の見直しや、新たな施策の導入について継続して検討していくことも重要である。



図 2-1 市民・事業者・行政の役割

5. 減量化・資源化の目標

(1) 数値目標

本計画に基づき市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、目標年度（平成34年度）において次に示す数値目標の達成を目指すものとする。

資源化目標	資源化率	22.6%（平成22年度実績 16.7%） （平成23年度実績 16.1%）
-------	------	---

資源化量	集団回収量、ごみの中間処理による資源物量、直接資源化量の合計を資源化量とする。
資源化率	$\frac{\text{資源化量}}{\text{収集ごみ量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}} \times 100\%$

(2) ごみ排出量の目標値

本計画では、家庭系ごみについては有料指定袋制度の導入によって普通ごみの減量化を図るものとし、事業系ごみについては、資源ごみの分別収集を図るとともに排出量全体の抑制に取り組むことを将来的な目標とする。

ごみ排出量の目標値を以下に示す。

表2-1 ごみ排出量の目標値（単位：t/年）

区 分		単位	H23	H25	H29	H34	
			実績値	予想値			
人口等	A 行政区内人口	人	202,587	201,537	199,158	194,849	
	B 計画収集人口	人	202,587	201,537	199,158	194,849	
	C 自家処理人口（A - B）	人	0	0	0	0	
要処理量	家庭系	D 家庭系ごみ年間排出量	t/年	44,488	43,114	41,969	40,236
		ア 家庭系収集ごみ量	t/年	35,081	34,070	33,486	32,340
		(1) 普通ごみ	t/年	29,386	28,368	27,932	26,967
		(2) 可燃性粗大ごみ	t/年	224	217	211	204
		(3) 不燃性粗大ごみ	t/年	122	123	120	115
		(4) 埋立ごみ	t/年	221	215	209	202
		(5) 廃乾電池	t/年	21	20	19	19
		(6) 廃蛍光管	t/年	15	15	15	15
		(7) 空きビン・空きカン・ペットボトル	t/年	1,804	1,829	2,132	2,070
		(8) ペットボトル（拠点回収）	t/年	81	80	28	26
		(9) プラスチック容器包装	t/年	3,134	3,131	2,750	2,655
		(10) 紙パック	t/年	16	15	15	14
		(11) 廃食用油	t/年	18	18	17	16
		(12) 小さな金属類	t/年	39	39	38	37
	イ 家庭系直接搬入ごみ量	t/年	2,004	1,723	1,474	1,240	
	(1) 普通ごみ	t/年	1,400	1,203	1,031	865	
	(2) 可燃性粗大ごみ	t/年	492	426	363	307	
	(3) 不燃性粗大ごみ	t/年	112	94	80	68	
	(4) 空きビン・空きカン	t/年	-	-	-	-	
	(5) ペットボトル	t/年	-	-	-	-	
	ウ 集団資源回収量	t/年	7,403	7,321	7,009	6,656	
	事業系	E 事業系ごみ年間搬入量	t/年	28,218	27,703	24,536	23,980
		エ 事業系ごみ許可業者搬入量	t/年	24,470	23,773	20,651	20,263
		(1) 普通ごみ	t/年	23,984	23,298	20,195	17,146
		(2) 可燃性粗大ごみ	t/年	331	318	305	292
		(3) 不燃性粗大ごみ	t/年	43	47	45	44
		(4) 空きビン・空きカン	t/年	112	110	106	637
(5) ペットボトル		t/年	-	-	-	-	
(6) 可燃性資源化物		t/年	-	-	-	2,144	
オ 事業系ごみ直接搬入量		t/年	3,748	3,930	3,885	3,716	
(1) 普通ごみ		t/年	3,335	3,521	3,480	2,894	
(2) 可燃性粗大ごみ		t/年	256	303	300	293	
(3) 不燃性粗大ごみ		t/年	67	59	58	57	
(4) 空きビン・空きカン		t/年	90	47	47	131	
(5) ペットボトル	t/年	-	-	-	-		
(6) 可燃性資源化物	t/年	-	-	-	341		
計	F ごみ年間排出量	t/年	72,706	70,817	66,505	64,216	
減量化指数（H23:72,706 t/年を100とする）			100	97	91	88	

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみの発生抑制・資源化計画

ごみの発生抑制・リサイクルの目標を達成するため、以下の施策を検討する。

1) 行政における方策

(1) 教育、啓発活動の充実

①学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すため、小・中学校での環境学習を推進していく。

- 環境学習を効果的に行うための教材、副読本等を作成し、ごみの発生抑制、資源化についての意義、必要性について啓発する。
- ごみの発生抑制、再資源化をテーマにした学習会の開催、親子で参加するリサイクル体験、啓発用のポスターや標語の募集等を実施し、実体験を通じた意識啓発を図る。
- 地域団体や環境団体等と共同で環境教育を推進する。

②学習機会の創造

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動について一層の理解を求め、普及啓発運動の展開する場として各種の学習機会を設ける。

- 出前講座などに職員を派遣する。
- 環境フェアを貝塚市及び岸和田市貝塚市クリーンセンターと共同開催するなどして、市民の環境に対する意識高揚を図る。
- 地域団体や環境団体等と共同で体験学習を推進する。

③情報提供

市民・事業者に対し、自発的な発生抑制・資源化の行動を喚起するよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報、ホームページ、説明会等を介して提供する。

- 処理の状況・課題、処理経費、減量化・資源化の状況等に関する情報を提供する。
- 地域住民の参加を促進するために、地域における取り組みに応じた情報を提供する。
- 民間事業者による独自の資源回収活動等の把握に努め、市民に情報を提供することにより積極的な利用を促進する。
- 転入者、集合住宅の居住者に対し、資源分別等のルールを守り、地域の活動に参加するよう情報提供するとともに周知徹底する。

④地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報

収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにする。

- 自治会との交流により、自治会ごとの活動状況を把握するとともに収集した情報を整理し、他の自治会へ情報を提供する。
- 自治会等が主体的に開催する研修会、講習会への職員派遣等を通じて活動を支援する。
- 市内において、マイバッグ、買い物かご利用促進運動、再生資源を利用した製品の利用、資源の店頭回収、自社内で発生するごみの細分別・資源化、生ごみの堆肥化等の事業に取り組む事業者について紹介し、地域住民の理解と協力を呼び掛ける。
- 地域における環境美化活動等を開催する。
- 地域の特性を踏まえたきめ細かな取り組みを推進していくため、活動の中心となる地域リーダー、市民グループの育成、支援を行う。
- 不要品の情報交換の機会を設け、市民間での不要品の再使用を促進する。
- 市民・事業者・行政が相互に連携して取り組む体制を構築するとともに、それぞれの活動に関する情報交換及び協働による行動を実践するため、三者の交流機会を創出する。また、地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進する。

⑤事業者の発生抑制・資源化

市は、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等について積極的に取り組むよう指導を徹底していく。また、市内事業所に対し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行い、ごみの発生抑制及び再資源化を促進する。

市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援していく。

(2) ペットボトルのステーション回収

現在、ペットボトルは拠点回収（主に店頭回収）を行っているが、さらにペットボトルの回収率を上げるため、拠点回収とステーション回収を併用した分別収集を行う。

(3) 多量排出事業者に対する減量化指導

事業者のうち、規則で定める量以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、減量化等の計画を策定するとともに、計画の履行を促し、実施状況を監視する。また、事業系ごみの減量化及び資源化方法についての必要な助言・指導を行う。

(4) 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進する。

(5) グリーン購入の推進

グリーン購入の推進には、再生品等の供給面の取り組みに加え、需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境物品等を調達するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、市民・事業者に対して需要の転換を図る。

(6) バイオマスリサイクルの検討

大阪府及び府内・近畿一円の研究機関やリサイクル事業者等と連携し、刈草、剪定枝等のバイオマスの有効利用の方法について調査・研究を行う。

※草木等の有効利用には、燃料化、炭化、バイオマス由来プラスチック化、堆肥化、チップ化、ペレット化及び発電利用などが考えられる。

(7) 廃食用油の資源化

本市では各町会や廃棄物減量等推進員の協力により廃食用油を回収し、バイオ燃料の原料として資源化業者に引き渡している。

今後も回収事業の継続と拡大を図っていく。

(8) プラスチック製品廃棄物の処理

分別収集したプラスチック製品廃棄物は、収集及び運搬、選別・再生などの中間処理にも多くのエネルギーや経費を必要としている。費用対効果も踏まえた環境負荷に配慮した分別区分の変更が必要である。

2) 市民における方策

(1) 資源の分別収集の活用

市民は、市が行っている資源の分別収集を活用し、資源化を推進する。

(2) 生ごみの堆肥化

市民は、家庭用生ごみ処理機購入助成制度を活用し、生ごみの堆肥化を行い、畑や家庭菜園等での利用を推進する。

市は、生ごみ削減の方法や工夫について広報やホームページ等に掲載し、市民への周知を図る。

(3) 過剰包装等の自粛

普通ごみの中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種の包装用品のごみが含まれていることから、市民はマイバッグの使用や過剰包装を断ることにより、こうしたごみの発生を抑制する。

(4) 使い捨て商品の使用抑制

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するため、市民は使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努める。

市は、市民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発する。

また、リサイクル無償譲渡会などに家具類、ベビー用品、日用雑貨などを提供し、抽選などによって無償で他の市民に譲渡する。

3) 事業者における方策

(1) 発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進する。

また、事業者は地域におけるリサイクル事業者を活用するなどにより、ごみの減量化及び資源化を積極的に推進していく。

(2) 過剰包装の抑制

事業者は、過剰包装を抑制し、再使用、再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進する。

(3) 流通包装廃棄物の抑制

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制する。

(4) 使い捨て商品の使用抑制

事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の使用及び自主回収、資源化ルートを構築する。

(5) 製品の長寿命化

事業者は、商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等などにより、商品が長期にわたって利用できるサービスの提供を行う。

(6) 店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所の空きスペースを市民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用する。

(7) エコショップ制度の活用

市は、自らごみ発生抑制及び資源化等、環境に配慮した活動に取り組む店舗や事業所をエコショップとして登録し、循環型社会の形成を推進する。

(8) 事業者間の協力

事業者は、ゼロエミッションを目指して事業者間での不要資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進する。

2. 事業スケジュール

事業スケジュールの概要は表3-2に示すとおりである。

表3-2 事業スケジュールの概要

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
行政における方策	(1) 教育、啓発活動の充実										
	(2) ペットボトルのステーション回収										
	(3) 多量排出事業者に対する減量化指導										
	(4) 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制										
	(5) グリーン購入の推進										
	(6) バイオマスリサイクルの検討										
	(7) 廃食用油の資源化										
	(8) プラスチック製品廃棄物の処理										
市民における方策	(1) 資源の分別収集の活用										
	(2) 生ごみの堆肥化										
	(3) 過剰包装等の自粛										
	(4) 使い捨て商品の使用抑制										
事業者における方策	(1) 発生源における排出抑制										
	(2) 過剰包装の抑制										
	(3) 流通包装廃棄物の抑制										
	(4) 使い捨て商品の使用抑制										
	(5) 製品の長寿命化										
	(6) 店頭回収等の実施										
	(7) 事業者間の協力										

3. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬の基本方針

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬する。

2) 収集区域及び収集人口

(1) 収集区域

本市全域を収集区域とする。

(2) 収集人口

本市の将来人口が収集人口となる。目標年度の平成34年度における収集人口は、約19万5千人を見込んでいる。

3) 収集体制

原則的に、現状の収集体制を維持するものとする。

ペットボトルについては、現在の拠点回収に加えてステーション回収による収集を検討する。

4) 分別区分及び収集頻度等

目標年度におけるごみの分別区分及び収集頻度等については表3-3に示すとおりである。

表3-3 目標年度におけるごみの分別区分及び収集頻度等

ごみ分別	ごみの種別	主な回収品目	収集方法	収集頻度
普通ごみ	可燃ごみ	野菜くず、魚のあら、ティッシュ、プラスチック製品等の「燃やせるごみ」	ステーション収集 (有料指定袋)	週2回
空きビン 空きカン ペットボトル	資源ごみ	飲料用等の空きビン・空きカン、カセットコンロ用ガス缶等、ペットボトル	ステーション収集	週1回
プラスチック製容器包装	資源ごみ	ペットボトル以外のプラスチック製容器	ステーション収集	週1回
粗大ごみ	粗大ごみ	電化製品「家電4品目及びパソコン」を除く、タンス、ストーブなどの粗大ごみ	申込制による各戸収集 (粗大ごみ処理券を貼付して排出)	随時
埋立ごみ	不燃ごみ	破損した蛍光管・化粧品 のビン・せともの類	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
小さな金属類	不燃ごみ	なべ・やかん・フライパン・傘他、長さ25cm以下の金属類(電化製品は除く)	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
廃蛍光管	その他ごみ	破損していない廃蛍光管	町会館・集会所等	2ヶ月に1回 (奇数月・偶数月)
紙パック	資源ごみ	牛乳・ジュース等の紙パック(内側がアルミ加工されていない紙パック)	拠点回収	随時
廃乾電池	その他ごみ	廃乾電池	拠点回収	随時
ペットボトル	資源ごみ	ペットボトル	拠点回収	随時
廃食用油	資源ごみ	廃食用油	拠点回収 ※一部常設	年2回
集団回収	集団回収	※ダンボール等と(1)新聞(2)雑誌(3)古布等 ※古布については回収していない団体もある。	地域の集団回収で指定された日	各地域による

* ペットボトルは、ステーション収集と拠点回収の併用とする。

5) 収集・運搬量の見込み

家庭系収集ごみ量の見込み量を以下に示す。

表 3 - 4 家庭系収集ごみ量の予測結果(単位：t/年)

	平成16年度	平成23年度	平成25年度	平成29年度	平成34年度
	実績値		予測値		
可燃ごみ	36,109	29,386	28,368	27,932	26,967
普通ごみ	36,109	29,386	28,368	27,932	26,967
不燃ごみ	202	260	254	247	239
埋立ごみ	202	221	215	209	202
小さな金属類	—	39	39	38	37
粗大ごみ	639	346	340	331	319
可燃性粗大ごみ	258	224	217	211	204
不燃性粗大ごみ	381	122	123	120	115
資源ごみ	6,334	5,053	5,073	4,942	4,781
ビン・カン・ペット	2,754	1,804	1,829	2,132	2,070
プラスチック製容器包装	3,468	3,134	3,131	2,750	2,655
ペットボトル(拠点回収等)	70	81	80	28	26
紙パック	23	16	15	15	14
廃食用油	19	18	18	17	16
その他ごみ	15	36	35	34	34
廃乾電池	15	21	20	19	19
廃蛍光管	—	15	15	15	15
合計	43,299	35,081	34,070	33,486	32,340

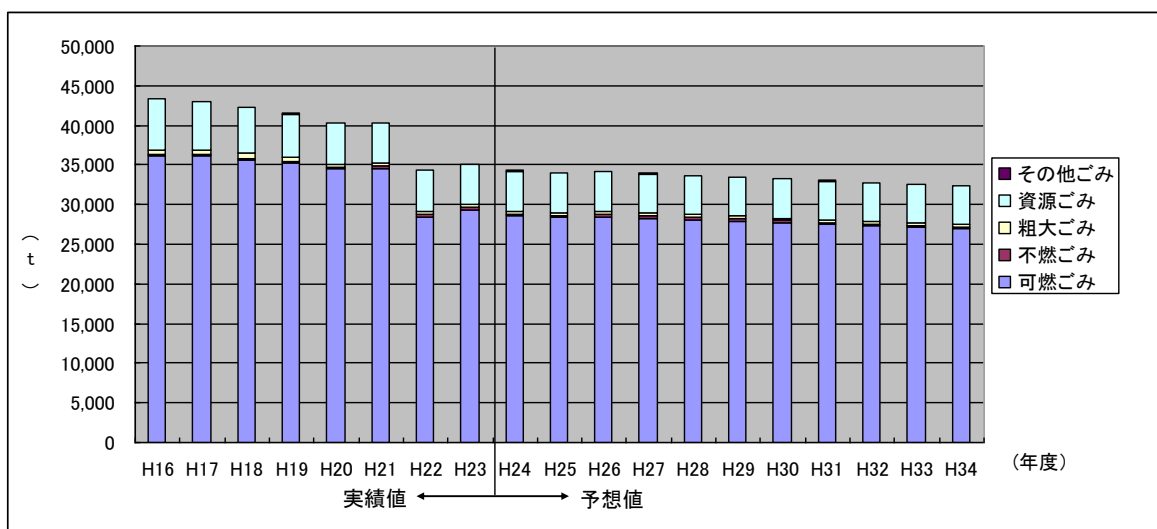


図 3 - 1 家庭系収集ごみ量の予測結果

4. 中間処理計画

1) 中間処理の基本方針

廃食用油、プラスチック製容器包装、紙パック及び埋立ごみ以外のごみは、岸和田市貝塚市クリーンセンターにおいて中間処理を行う。中間処理は、資源化（マテリアルリサイクル）を優先的に行うものとし、資源化が困難なごみについては焼却処理するが、焼却の際に発生する熱を回収・利用した発電（サーマルリカバリー）を行い、化石燃料の使用量を低減させるものとする。

なお、廃食用油、プラスチック製容器包装、紙パックについては資源化処理業者が中間処理を行い、埋立ごみについては埋立処分している。

2) 中間処理量の見込み

表3-5 中間処理量の予測結果(単位：t/年)

	平成16年度	平成23年度	平成25年度	平成29年度	平成34年度
	実績値		予想値		
焼却処理	76,912	58,105	56,390	52,638	47,873
粗大ごみ処理	2,076	1,722	1,661	1,554	1,451
可燃性粗大ごみ	1,167	1,303	1,264	1,179	1,096
不燃性粗大ごみ	894	344	323	303	284
小さな金属類	—	39	39	38	37
廃乾電池	15	21	20	19	19
廃蛍光管	—	15	15	15	15
(埋立ごみ)	202	221	215	209	202
資源化処理(岸貝処理)	3,148	2,087	2,066	2,313	5,349
ビン・カン・ペット	3,078	2,006	1,986	2,285	2,838
ペットボトル(拠点回収等)	70	81	80	28	26
可燃性資源化物	—	—	—	—	2,485
資源化処理(岸貝以外処理)	3,510	3,168	3,164	2,782	2,685
プラスチック製容器包装	3,468	3,134	3,131	2,750	2,655
紙パック	23	16	15	15	14
廃食用油	19	18	18	17	16
合計	85,848	65,303	63,496	59,496	57,560

※ 集団回収量の資源化処理量を除く

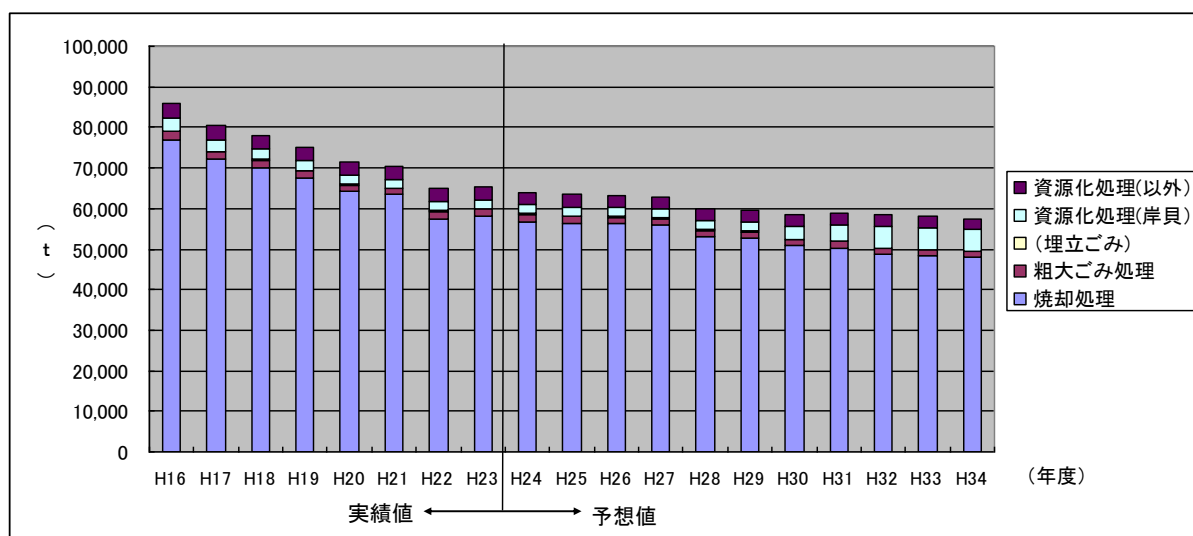


図3-2 中間処理量の予測結果

表3-6 資源化量及び資源化率の予測結果

項目 \ 年度	単位	平成23年度	平成25年度	平成29年度	平成34年度
総ごみ排出量	t / 年	72,706	70,817	66,505	64,216
集団資源回収量	t / 年	7,403	7,321	7,009	6,656
中間処理による資源化量	t / 年	4,281	5,064	4,913	7,829
直接資源化量	t / 年	34	33	32	30
資源化量	t / 年	11,718	12,418	11,954	14,515
資源化率	%	16.1%	17.5%	18.0%	22.6%

3) 中間処理施設整備計画

岸和田市貝塚市クリーンセンターは平成19年度から供用開始した新しい施設であり、適正な維持管理が図られることにより、本計画の目標年度までは問題なく稼働することが考えられることから、施設の状況やごみ量の変動及びごみ質の推移などを考慮し、本計画の見直しに際して再度検討することとする。

また、廃食用油、プラスチック類、紙パックの処理においては、民間事業者に委託しており、当面は現状の処理体制を維持する方針である。

今後は、民間施設の稼働状況や処理の効率性、経済性、安定性、広域処理の可能性、小型家電リサイクル法の施行により変化するリサイクルに関する社会情勢等を考慮しながら、委託処理のあり方や施設整備等に関する検討を行っていく。

5. 最終処分計画

1) 最終処分の基本方針

ごみの発生抑制及び資源化に係る取り組みや、資源ごみの分別排出の徹底及び岸和田市貝塚市クリーンセンターにおいての破碎・選別等による資源物の回収によって最終処分量の削減を図っていくと共に、現在最終処分しているカレット等の資源化の検討を行う。

最終処分に際しては、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持していく。

2) 最終処分場整備計画

現在、埋立対象物は大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）へ搬入し、最終処分を行っており、将来的にも同施設において最終処分を行う方針である。

そのため、ごみの発生抑制や再生利用、適正な中間処理を行い、同センターへの搬入量を削減することによって同センターの延命化に協力するとともに、同センターが継続的に安定して埋立処分が行えるよう、計画的な最終処分場の整備・運用について協力していくものとする。

6. その他の事項

1) 事業系一般廃棄物の対応

事業系一般廃棄物の減量化を図るため、地域資源回収（廃品回収）業者や一般廃棄物再生活用業者等を有効に活用し、ごみの減量化・資源化を推進していくと共に、どうしても資源化できない事業系一般廃棄物については、事業者自らが岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入するか、本市の一般廃棄物収集運搬許可業者に岸和田市貝塚市クリーンセンターへの搬入を委託し、適正に処分する。また、岸和田市貝塚市クリーンセンターにおける事業系一般廃棄物の処分手数料のあり方について、本市及び貝塚市や組合で協議し、排出量の削減を図る。

2) 災害廃棄物対策

災害発生時において、本市及び貝塚市や組合での対応が困難な場合も想定されることから、大阪府及び近隣市町との広域相互支援体制（泉州地域災害等一般廃棄物処理に係る相互支援協定）による処理を行うほか、民間事業者の協力（災害時団体救援協定（災害時一般廃棄物の収集運搬））により、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図る。

また、被災時においても円滑かつ安定した処理を行うため、公有地等に仮置場を設定し、災害廃棄物の一次保管あるいは一次処理等を行う。

3) 市民との協働

本市では「まちを美しくする市民運動推進協議会」が設置されており、自主的かつ積極的に生活環境を浄化するため、市民及び各種市民団体による運動を推進するとともに、地域におけるごみの減量化、リサイクルの推進及びごみの適正な排出等の指導啓発にあっている。

また、岸和田市廃棄物減量等推進員はごみの不法投棄防止対策等についての協力も行っており、今後も市民による環境活動を支援していくと共に、ごみの減量化、適正処理に向けた様々な方策について、市民と協働して進めていく。

4) 適正処理困難物の対応

特別管理一般廃棄物は、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導する。

5) 在宅医療廃棄物の対応

在宅医療の増加に伴い、在宅医療廃棄物の増加が予想されることから、医師会、薬剤師会等との連携を行い、行政と医療機関などによる役割分担を明確にするとともに、適正な処理・回収ルートを構築する。

6) 不法投棄防止対策の強化

土地所有者または土地管理者に対し、柵や看板の設置を促す等、不法投棄に対する注意を呼びかけるとともに、岸和田市廃棄物減量等推進員及び市職員によるパトロールや、不法投棄監視カメラの増設など、監視体制の整備を推進していく。

また、大阪府、警察、郵便局等との連携を強め、不法投棄をさせない環境づくりを目指すものとする。

7) その他の廃棄物

特定家庭用機器廃棄物、動物の死体、^{えな}胞衣汚物等の処理については以下のとおりとなっている。

表 3-7 その他の廃棄物における処理の概要

区 分	種 別	搬入場所
特定家庭用機器廃棄物	洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式)、冷蔵庫及び冷凍庫	市が指定する引取り場所に搬入
動物の死体	犬、猫又はこれらに類するもの	生活環境課または岸和田市立斎場へ搬入
^{えな} 胞衣汚物	胞衣、妊娠4箇月未満の死胎等	生活環境課または岸和田市立斎場へ搬入
	産汚物、月経排せつ物、その他布、綿又は紙類等	

8) 一般廃棄物収集運搬手数料

一般廃棄物収集運搬手数料については以下のとおりとなっている。減量化の効果や経費、市民ニーズなどを鑑み、その影響を考慮しながら必要に応じて見直しを行う。

表 3-8 一般廃棄物収集運搬手数料

区分・種別	単位		手数料
普通ごみ	指定袋	10リットル袋	10円
		20リットル袋	20円
		45リットル袋	45円
粗大ごみ	45リットル袋1個又は3辺の長さの合計が3メートル以内のもの1個		500円
	上記を超えるもの1個		1,000円
特定家庭用機器廃棄物	1台		2,000円
犬、猫又はこれらに類するもの	1体につき		1,000円
胞衣、妊娠4箇月未満の死胎等	1個につき		1,000円
産汚物、月経排せつ物、その他布、綿又は紙類等	18リットル容器1個につき		1,000円

* 岸和田市貝塚市クリーンセンターへ搬入された廃棄物の処分手数料は岸和田市貝塚市清掃施設組合にて定める。